

平成28年9月7日

調査結果報告書

三田市行政監察員 内橋 一郎 印

通報受理日	平成28年7月11日
通報の形態	・面接 ・郵便 ・電子メール ○FAX
通報者	○実名(※) 所属部署 ・匿名
通報内容	以下の点が労働基準法及び労働安全衛生法の違反があると思われる。 ・選挙事務について1日の労働時間が20時間に及ぶ者がいる。 ・選挙管理委員会職員は2週間以上、休日なく連続して勤務している。 違法行為等の事実に関係するものの所属、職名及び氏名は、経営管理部長とされている。
調査経過	7月11日 公益目的通報を受理 7月13日 市長に公益目的通報の概要及び対応方針を報告 7月25日 三田市内部統制推進本部事務局宛てに公益目的通報に関する調査依頼(資料の収集・提出) 8月8日 事務局より、以下の資料の提出があった。 ・参考資料 ・選挙事務等の職員出勤状況集計表6月 ・職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例 ・職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則 ・週休日等の振替実施要領 ・長時間勤務者に対する産業医等の面接指導の実施文書 8月17日 事務局より、以下の資料の提出があった。 ・選挙事務職員出勤集計表7月 ・選挙事務等職員連続勤務集計表 9月7日 市長に公益目的通報の調査報告を提出
調査結果	7月10日執行の参議院議員通常選挙における選管職員の6月、7月における勤務状況は、該当の選管職員(専任・併任)22名において、期間中に1日の労働時間が20時間に及んだ者は14名で、該当の勤務日は選挙の投開票日となった7月10日の1日のみとなっている。 労働基準法は、第32条で「1日8時間・1週40時間勤務」の法定

勤務時間並びに同法第 35 条 1 項で「週 1 回の休日の付与」の原則を定めている。一方公務のために臨時の必要がある場合、同法第 33 条 3 項を適用し、法定外の時間外労働及び休日労働における超過勤務を認めている。よって、選管業務は公務のために臨時の必要がある場合に該当するものであり、かかる場合には時間外労働の上限時間の定めもなく制限もないことから、例え「1 日の労働時間が 20 時間を超える」事象や「2 週間以上、休日なく連続して勤務」する事象があっても、労働基準法上の違反はないと考える。

なお、職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「市条例」という）第 5 条の 2 においても、任命権者は公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命じることができる旨を規定しており、市条例においても違反はないと考える。

しかし、選挙事務は長時間勤務を伴うものであって、この二月の勤務状況からみても相当の期間においてその職員の健康への影響が懸念される勤務状況である。この点に関連して、過重労働対策については平成 17 年度には労働安全衛生法の一部改正（平成 18 年 4 月 1 日施行）が行われ、厚労省通達で過重労働による健康障害防止の対策が示されているところ、三田市では同法第 66 条の 8 第 1 項の規定に基づき、一定時間以上の時間外勤務等により健康への影響が懸念される職員の健康状態に対処するため、平成 22 年 8 月から「長時間勤務者に対する産業医等の面接指導」を実施しており、現在までに職員の健康配慮についての対策を施行しているのであるから、労働安全法上の安全配慮の手続きも執行されていると考えられる。

ただし、選管職員の中には 6 月、7 月に連続して 100 時間を超える時間外勤務を行っている者が 3 人見受けられ、現実的に週休日の振替も行っておらず 1 ヶ月以上も休日をとらないで勤務している状況には問題がある。殊に勤務時間については、民間における労災認定基準において、平成 13 年 12 月の改正で「発症前 1 ヶ月に 100 時間、発症前 2 ヶ月ないし 6 ヶ月にわたって 1 カ月あたり概ね 80 時間を超える時間外労働があった場合、業務と脳・心臓疾患の発症の関連性が強い」とされているところ、上記選管職員については健康被害が仮に発生した場合には使用者側の責任を問われるリスクも十分にある。

いずれにせよ、勤務時間がひとつの目安となることから、時間外勤務時間数を基準以下に削減できるよう引き続き対策を検討する必要があるものと考ええる。

添付資料の内訳	なし
備考	なし